



【援農ボランティア活用（有償）についてのお知らせ】

なんということでしょう!!

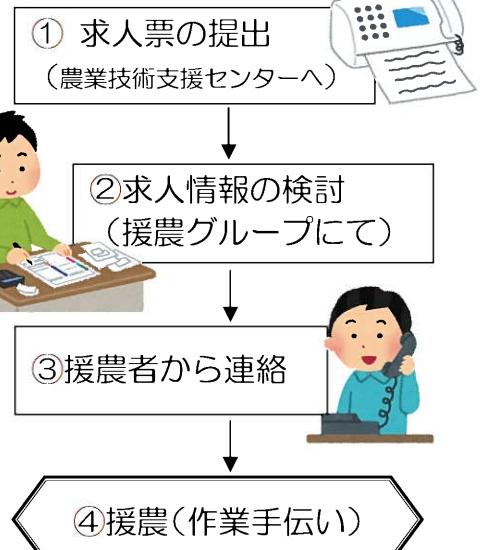
やりきれないと諦めていた作業も、丁寧な作業で次の作付準備に間に合いました。



★援農ボランティアの育成を目的として、農業技術支援センターが神奈川県・セレサ川崎農業協同組合・同果樹部・そ菜部の協力を得て実施した「かわさきそだち栽培支援講座」の修了生が援農グループをつくり、援農活動を行っています。

★繁忙期に入手が足りない、片付けを手伝ってほしいなど、援農を希望される方はぜひご検討ください。

★農業技術支援センターあてに求人票を FAX または電子メールにてお送りいただきますと、援農者から直接連絡があります。作業内容・条件（賃金等）などの交渉は援農グループと直接行ってください。



求人票の請求
相談
問合せ先

農業技術支援センター
電話 945-0153 FAX 945-6655
メールアドレス 28nougic@city.kawasaki.jp



「かわさきの農業」に関する情報は、ホームページでもご案内しています。

川崎市ホームページのトップページから「かわさきの農業」で検索！

“農用地利用集積計画”で行う農地の貸し借りについて

その前に・・・農地の貸し借りには、3つの方法があります。

- 1 農地法に基づく農業委員会の許可
- 2 市町村が作成する“農用地利用集積計画”の公告
- 3 農地中間管理機構が作成する“農用地利用配分計画”の公告

今回は、川崎市内で現在^注4.6ヘクタールの貸し借りの実績がある“農用地利用集積計画”で行う農地の貸し借りを紹介します。

【農用地利用集積計画とは】

市町村が農地に利用権等（貸し借り等）を設定する計画を作成し、その計画を農業委員会の決定を経て公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の利用権設定等（貸し借り等）が行われる仕組みです。

【対象】

市街化区域以外の農地（本市の場合、市街化調整区域の農地）

【特徴】

- 貸し借りの期間が満了すれば、確実に農地を返してもらえるので、安心して貸すことができます（貸し借りは、期限がくれば自動的に終了します）。
- 農地法の賃貸借とは異なり、中途解約の場合を除き、合意解約等は必要ありません。
- 相続税・贈与税の納税猶予を受けた農地も、市街化区域を除いて、一定の要件のもとで猶予が継続します。但し、平成21年12月14日以前に猶予を受けた農地を利用権設定すると、要件が20年営農継続から終身に変更されるので注意が必要です。
- 利用権の再設定により継続して貸し借りができます。
- 農地の出し手や受け手は、契約書の作成や農地法の許可が不要になります。

農用地利用集積計画の流れ



(問合せ先) 農業振興課 電話 860-2462

注：平成26年3月末時点の利用権設定面積。

次の10年の『川崎市農業振興計画』を策定しています

本市では、平成17年に農業振興計画『かわさき「農」の新生プラン』を策定し、基本目標を「かわさき130万市民「農」のあるライフスタイルをめざして」と掲げ、地産地消の推進や市民が「農」に親しむ仕組みづくりなど、農業の振興だけではなく、市民生活も重視した取り組みを様々に行ってきました。



しかし、都市化による営農環境の悪化や相続を契機とした農地の減少、担い手の高齢化など、本市農業を取り巻く環境は依然厳しさを増しています。

このような環境の変化の中、国は農地の集積や生産の効率化など農業の成長産業化を進めようとしていますが、本市においても、新たに生じた課題や期待に対応するため『川崎市農業振興計画』の策定を行います。

平成26年8月から「次期農業振興計画策定懇談会」（学識経験者やJAセレサ川崎、各生産部門の農業者、行政など計26名で構成）及び「作業部会」で、現在までに計6回にわたり検討を行ってきました。

次のような取り組みを重点的に行っていく方向で検討を進めています。

認定農業者などの意欲ある農業者を支援します。

就農間もない農業者への技術支援などの充実を図ります。

農地の流動化により農業振興地域などの活性化を図ります。

企業や大学などとの連携により新しい川崎の農業の取り組みを支援します。

多様な情報発信により市民の農業理解の促進を図ります。

懇談会で話し合われた内容は川崎市のホームページ（トップページから「次期農業振興計画」で検索）をご覧ください。

今後、懇談会で検討した計画素案をもとに、市役所内部での調整を行い、その後、広く農業者のみなさま、市民のみなさまからご意見をいただくため「パブリックコメント」を秋ごろに実施する予定です。

その際は、どうぞご意見をお聞かせください。計画は、平成28年3月までに策定し、4月からのスタートとなります。

パブリックコメントは、市民のみんなの生活にとって重要な市の政策（計画や条例等）などを決める際に、市民のみんなから意見を募り、その内容をより良いものにするための制度です。いただいた意見は、定めた政策などの公表にあわせて、その内容と意見に対する市の検討結果を公表することになっています。

(問合せ先) 農業振興課
電話 860-2462



かわさきそだちPRキャラクター
菜果(さいか)ちゃん
©T.N

農地に関する許可・証明申請の 締切日が変わりました

— 平成27年4月から —

農地転用許可等の権限が神奈川県から移譲されたことに伴い、平成27年4月から川崎市農業委員会に提出する農地転用許可（届出は従来どおり）や相続税・贈与税に関する各種証明の受付締切日を変更します。また、これに伴い川崎市農業委員会総会の開催日も変更します。

◆申請締切日

毎月 10日 → 每月 21日

◆農業委員会総会開催日

毎月 25日 → 每月 10日

農地情報の公表について

農地の有効活用を進めるため、平成27年4月から、インターネット上の地図で農地情報が確認できるようになります。また農業委員会の窓口において、農地台帳の公表項目について、閲覧・交付申請ができるようになります。

窓口での閲覧・交付については、条例に基づいて手数料が掛かります。

～今からでも遅くない！～
農業者年金に加入しませんか？

☆少子高齢化に強い積立方式（確定拠出）の年金☆
☆保険料は全額社会保険料控除で節税できる☆

■農業者の方なら誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号保険者で、年間60日以上農業に従事している方はどなたでも加入できます。また、配偶者や後継者など家族従事者の方も加入できます。

■保険料は自由に決められます

保険料は月額2万円から6万7千円の間（千円単位）で自由に決められ、いつでも見直すことができます。

■終身年金で80歳までの保証付きです

原則65歳から生涯受け取ることができる終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取るはずであった年金相当額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

さらに…認定農業者で青色申告をしているなど一定の条件を満たす方は、月額で最高1万円の保険料の補助を受けることができます。

全国農業新聞 ~この国の農と食を伝えます~

農業者の視点でお届け

- 様々な問題にじっくり・鋭く！
- 旬の情報で経営を支援
- 暮らしに役立つ情報を提供
- 地域の元気の秘訣を取り上げます
- 農業の面白さや楽しさを子どもたちに
- 皆さんの地域の身近な情報も掲載

全国農業新聞は、最新の農業情勢と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など、役立つ情報が満載です。

購読のお申し込みは農業委員会まで。

- 毎週金曜日発行（週刊）
- 購読料 月700円

(申込み・問合せ先) 川崎市農業委員会事務局

電話 860-2461